

仕様書

1 件名

郵便料金計器 5 台の調達

2 納品場所

別紙「納品先一覧」のとおり

3 履行期限

令和 8 年 8 月 21 日（金）

※ 納品及び作業の実施は、原則として平日開庁時間内（8 時 30 分から 17 時 15 分）に行うこと。ただし、納品場所担当者の了承を得た場合はこの限りではない。

※ 上記期限を厳守のこと。なお、あくまでも最終期限であるため、可能な限り早急に納品・引取作業を行うこと。

※ 納品期限内に物品等を納入しがたい場合には、その事由を記して期限内に契約担当官あて納入延期申出をすることができる。契約担当官等は、その事由を正当と認めるときは許可するが、契約金額から遅滞料を差し引くこととする。ただし、契約担当官等が納入遅滞事由につき落札者の責めに帰しがたいものと認めるときは、遅滞料を免除することができる。遅滞料は、納品期限の翌日より起算し、未納入分の年 3 % の割合で計算した金額とする。

※ 納品予定日の 2 日（土日祝祭日を除く）以上前に、別紙「納品通知書」に必要事項を記載の上、納品先へ郵送等により納品日時の連絡を行うこと。

4 概要

納品先一覧のとおり郵便料金計器 5 台（各 1 台）を納品し、既存郵便料金計器の引取を行う。

5 納入する物品について

(1) 納入する物品及び数量

① 各署所

・台数 : 4 台

サイズ : W450×D395×H295 mm以下（スタッカー（キャッチトレイ）含まず）

スケール : 3kg 以上対応可能

重量 : 9kg 程度（スケール込）

電源 : 100V 50/60Hz

処理スピード : 40～50 通/分 以上

印字可能な郵便物の厚さ：最大 9.5 mm以上

【参考商品】

ピツニーボウズ社製 SendPro C220 Lite

ポスタリア社製 Post Base45

② 総務課

・台数 : 1台

サイズ : W955×D460×H330 mm以下 (スタッカー (キャッチトレイ) 含まず)

スケール : 3kg 以上対応可能

重量 : 20kg 程度 (スケール込)

電源 : 100V 50/60Hz

処理スピード : 85~100 通/分 以上

印字可能な郵便物の厚さ : 最大 8 mm以上

※オートフィーダーを搭載していること。

※ディファレンシャルウェィング機能を有していること。(オプション対応可)

【参考商品】

ピツニーボウズ社製 SendPro C Auto

ポスタリア社製 PostBase85Ae

①・②共通

・接続方法 : LAN (無線)

・月別の使用合計金額及び残額を容易に確認できること。

・通数累計データを確認、印字することができること。

・印影複製防止のため、1通ごとに通し番号及び乱数が印字されること。

・曲がって挿入された印刷物への印字防止機能があること。

・パスワードが設定可能であること。

・ディスプレイは、タッチパネル操作が可能な上、漢字・ひらがな・カタカナで表示されること。

・LAN回線又は、LTE通信を使用して残高補充ができるシステムを搭載していること。

・取扱説明書を添付すること。

※LTE通信について5年間使用できるように、LTE通信パックを提供すること。

通信費については見積書の金額に含めることとし、毎月の費用は発生しないこと。

※LTE通信契約期間について、郵便料金改定の際、ネットワーク接続により無償での価格変更が可能なこと。

6 既存郵便料金計器の引取について

- (1) 撤去機器
別紙「納品先一覧」のとおり
- (2) 引取を行う際は別紙「引取書」に必要事項を記載の上、引取場所担当者へ提出すること。引取は上記備品の納品日と同日とすること。

※郵便料金計器の使用に際し、郵便局等への届出（登録・廃止）等は落札者の責任において行うこと。

7 調達品について

- (1) 納品する備品は、参考商品と同等もしくはそれ以上の仕様を有する場合に限り、参考商品以外での納品を可とする。ただし、入札説明書4（4）に従い、事前に「同等品承認申請書（様式8）」を提出し、承認を得ること。
- (2) 参考商品及び同等品申請において認めたもの以外の物品の納入は認めない。
- (3) 同等品を認めた場合、競争参加予定業者すべてに対し、メール等で通知するものとする。
- (4) 参考商品以外で納品した場合で、寸法や材質等規格相違により使用に耐えないことが明らかとなった場合、直ちに受注者の責において交換等の措置を講じること。

8 留意事項

- (1) 納品・引取日時については、各納品先庶務担当へ事前に確認・連絡を行うこと。納品日時については業務を勘案の上、各納品先担当が指定するのでこれに従うこと。
- (2) 作業に際しては必要な養生を行い、他の備品や建屋等に損傷を与えることの無いよう十分注意すること。
- (3) 作業中に損害を発生させた場合、契約業者は賠償に応じなければならない。
- (4) 契約不履行（履行遅滞を含む。）の場合、契約を解除することがある。その場合、契約業者は契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を支払わなければならない。
- (5) 当該調達備品納品日には、郵便の発送業務が可能な状態とすること。また、納品時に設置及び設定調整を行い、正常に動作することを確認すること。併せて、各納品先担当職員に使用方法等を十分説明を行うこと。
- (6) 納品完了後は、千葉労働局検査職員の検査に合格しなければならない。
- (7) 保証書が付属される場合は、必ず当該保証書に必要事項を記載の上納品すること。
- (8) 当方の重大な過失でない限り、納品完了後1年以内の瑕疵・故障について、無償により速やかに修理対応すること。その場合は、休日を除き速やかに機器メーカー担当者による訪問対応を行うこと。
- (9) 契約後は、作業に際し知りえた秘密、情報等は漏らしてはならない（守秘義務）。
- (10) 本仕様及び資料に定めがない事項等、疑義が生じた場合は、下記「11 契約担当」ま

で問い合わせること。契約後、仕様等の不明を理由に異議申し立ては認めない。

9 再委託について

- (1) 作業の全部を一括して第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 作業の一部を再委託する場合、契約業者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、所定の様式で再委託承認申請を行い、承認を得ること。ただし、当該再委託が50万円未満の場合はこの限りではない。
- (3) 再委託先からさらに第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を所定の様式に記載し提出すること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は契約業者が負うこと。
- (5) 再委託または履行体制に変更があるときは、所定の様式を提出し、了承を得ること。

10 支払

支払いは、納品設置にかかる関係書類提出に基づく検査合格後、適正な請求書を受理した翌日から30日以内に、請負業者指定の銀行口座に振り込むこととする。なお、請求書の宛名は「官署支出官 千葉労働局長」とすること。

11 契約担当

千葉労働局 総務部総務課 会計第2係 飯島

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階

TEL 043-221-4311 / MAIL ijjima-hitomi@mhlw.go.jp

納品先一覧

名称	住所	担当	連絡先	備考
千葉労働局	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階	総務課会計第2係	TEL:043-221-4311 FAX:043-221-2305	DM400C(2.5kgスケール付き) 1台 引取
船橋労働基準監督署	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	業務課長	TEL:047-431-0181 FAX:047-433-7702	DM100S+(2.5kgスケール付き) 1台 引取
木更津労働基準監督署	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎	業務課長	TEL:0438-80-2828 FAX:0438-22-7006	DM100S+(2.5kgスケール付き) 1台 引取
成田労働基準監督署	〒286-0134 成田市東和田553-4	監督課長	TEL:0476-22-5666 FAX:0476-24-2608	DM100S+(2.5kgスケール付き) 1台 引取
館山公共職業安定所	〒294-0047 館山市八幡815-2	管理課長	TEL:0470-22-2236 FAX:0470-22-2241	DM100S+(2.5kgスケール付き) 1台 引取

※各監督署及び各安定所において音声案内が流れた場合は、監督署は「4」、安定所は「51#」を押すこと

引取書

1 件 名 郵便料金計器5台の調達

2 引取物品 郵便料金計器 1台

3 引取年月日 令和 年 月 日

上記について、引取りを完了しました。

令和 年 月 日

契約業者

住所

名称

電話

FAX

引取確認日

令和 年 月 日

千葉労働局 総務課

※ 契約業者は引取の際に必要な事項を記入の上、引取先の担当者へ提出すること。
受け取った担当者は記名の上、千葉労働局総務課会計2係飯島まで送付すること。

引取書

1 件 名 郵便料金計器5台の調達

2 引取物品 郵便料金計器 1台

3 引取年月日 令和 年 月 日

上記について、引取りを完了しました。

令和 年 月 日

契約業者

住所

名称

電話

FAX

引取確認日

令和 年 月 日

船橋労働基準監督署

※ 契約業者は引取の際に必要な事項を記入の上、引取先の担当者へ提出すること。
受け取った担当者は記名の上、千葉労働局総務課会計2係飯島まで送付すること。

引取書

1 件 名 郵便料金計器5台の調達

2 引取物品 郵便料金計器 1台

3 引取年月日 令和 年 月 日

上記について、引取りを完了しました。

令和 年 月 日

契約業者

住所

名称

電話

FAX

引取確認日

令和 年 月 日

木更津労働基準監督署

※ 契約業者は引取の際に必要な事項を記入の上、引取先の担当者へ提出すること。
受け取った担当者は記名の上、千葉労働局総務課会計2係飯島まで送付すること。

引取書

1 件 名 郵便料金計器5台の調達

2 引取物品 郵便料金計器 1台

3 引取年月日 令和 年 月 日

上記について、引取りを完了しました。

令和 年 月 日

契約業者

住所

名称

電話

FAX

引取確認日

令和 年 月 日

成田労働基準監督署

※ 契約業者は引取の際に必要な事項を記入の上、引取先の担当者へ提出すること。
受け取った担当者は記名の上、千葉労働局総務課会計2係飯島まで送付すること。

引取書

1 件 名 郵便料金計器5台の調達

2 引取物品 郵便料金計器 1台

3 引取年月日 令和 年 月 日

上記について、引取りを完了しました。

令和 年 月 日

契約業者

住所

名称

電話

FAX

引取確認日

令和 年 月 日

館山公共職業安定所

※ 契約業者は引取の際に必要な事項を記入の上、引取先の担当者へ提出すること。
受け取った担当者は記名の上、千葉労働局総務課会計2係飯島まで送付すること。

送付票

郵便料金計器5台の調達 納品通知書

労働局 総務課
労働基準監督署
館山 公共職業安定所
庶務担当者 殿

※

【送信者】

住所

名称

電話

FAX

下記のとおり納品いたしますので、納品時確認願います。

記

※

納品場所	納品部数	納品予定日

※は、落札業者が記載すること。

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件 名

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由 :
- 6 その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名称：
代表者氏名：

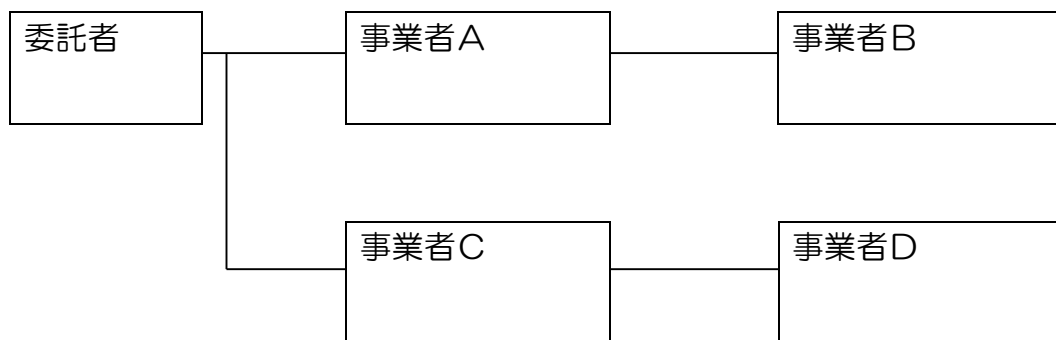
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名 _____

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

